

22 国際第 919 号

関税割当公表第 19 号

平成 23 年度のチリ産トマトピューレー・ペーストの関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成 17 年農林水産省令第 12 号）第 5 条の規定に基づき、「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」に基づき割当ての対象となるトマトピューレー及びトマトペースト（以下「チリ産トマトピューレー・ペースト」という。）のうち、トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するものの関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成 23 年 2 月 17 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 チリ産トマトピューレー・ペースト（関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）別表第 2002.90 号の 2 の（1）に掲げる物品のうちトマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するもの）
- 2 割当数量 5,000 トン
- 3 通関期限 平成 24 年 3 月 31 日

第 2 関税割当申請書受付の担当課

農林水産省生産局生産流通振興課

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間

次に掲げる期間とする。

ただし、(2) 及び (3) に掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返却された関税割当証明書に未使用部分が生じている場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

(1) 平成23年3月10日（木）から同年3月18日（金）まで

(2) 平成23年10月3日（月）から同年10月5日（水）まで

(3) 平成24年2月1日（水）から同年2月3日（金）まで

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第5 関税割当申請者の資格

次の各号に掲げる要件のすべてを備える者

1 関税割当申請書を提出する日において、トマトケチャップその他のトマトソースの製造設備を有する者であって、割当てを受けたチリ産トマトピューレー・ペーストをトマトケチャップその他のトマトソースの製造用原料として使用することが确实と認められる者

2 第4の1の(2) 又は(3) に掲げる期間に申請をすることができる者は、平成23年度内に当該割当数量の全量を通関することが确实である者

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

1 平成22年度の各月別のトマトケチャップその他のトマトソース製造実績数量（平成23年3月見込みを含む）並びにチリ産・チリ産以外の輸入トマトピューレー・ペースト及び国産原料トマト使用実績数量（平成23年3月見込みを含む）一覧表（別記様式1及び2）

2 平成23年度の各月別のトマトケチャップその他のトマトソース製造計画数量並びにチリ産・チリ産以外の輸入トマトピューレー・ペースト及び国産原料トマト使用計画数量一覧表（別記様式3及び4）

3 下記の書類及び資料

(1) トマトケチャップその他のトマトソース製造の工場名及びその所在地を記載した書類

(2) 工場配置図（縮尺：千分の一）

(3) 製造機械配置略図（縮尺：百分の一）

(4) 工場工程見取図

(5) トマトケチャップその他のトマトソース製造機械設備一覧表（別記様式5）

(6) 法人の登記事項証明書（個人にあつては、住民票）

ただし、「平成22年度のトマトピューレー・ペーストの関税割当てについて（平成22年3月11日付け21国際第1103号関税割当公表第24号）」又は「平成22年度のチリ産トマトピューレー・ペーストの関税割当てについて（平成22年2月17日付け21国際第976号関税割当公表第2号）」により、平成22年度における割当実績を有する者であつて、その後(1)から(6)までの書類の内容に変更のないものは、(1)から(6)までの書類の添付を必要としない。

4 この関税割当てにより割当てを受けたチリ産トマトピューレー・ペーストを当該割当てを受けた用途にのみ使用し、その他の用途には使用しない旨の誓約書

第7 本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合における特例

本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第6

に定める書類のほか、2回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類を提出するものとする。

ただし、第6に定める書類（4を除く。）のうち、その記載内容が1回目の関税割当申請のときと変更のないものについては、その提出を要しない。

第8 割当基準

申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、使用実績数量、使用計画数量等を勘案して得るトマトピューレー・ペーストの需要見込数量から国産原料トマト使用見込数量及びチリ産以外の輸入トマトピューレー・ペースト使用見込数量を控除した数量を基準として定めるものとする。

第9 関税割当証明書の発給

関税割当証明書の発給は、申請者がチリ産トマトピューレー・ペーストの関税割当てに関して法令等に違反した場合、報告をしない場合又は虚偽の申告若しくは報告をした場合には行わないものとする。

第10 報告

割当てを受けた者は、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）の定めるところにより、トマトケチャップその他のトマトソース製造実績報告書等を生産局長に1部提出するものとする。

第11 その他

- 1 関税割当申請書の提出部数は2通（経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号）によるものである。
- 3 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は通関期限を経

過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。

(経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令第4条)

4 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。

5 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

第12 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のホームページ、経済産業公報及び通商弘報において公表する。

(別記様式1)

トマトケチャップその他のトマトソース製造実績数量等一覧表

(単位：トン)

	月初在庫	製造数量	月末在庫
年 月			
合 計			

(注) 直近月の製造数量等については、見込数値を記入

氏 名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

輸入 (チリ産) トマトピューレー・ペースト及び国産原料トマト使用実績数量一覧表

(単位：トン)

	輸入 (チリ産)		国産原料		トマト	
	トマト ピューレー・ ペースト	その他	トマト ピューレー・ ペースト	トマト ピューレー・ ペースト	その他	計
(期初在庫) 月	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()
年	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()
合 計	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()
(期末在庫)	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()

- (注) 1 国産原料トマトには、国産原料トマトから製造したトマトピューレー・ペーストの使用量を含む (その数量は、生トマト換算で記入すること。換算比トマトピューレー・ペースト2.3：トマトピューレー・ペースト1：生トマト6)。
 2 輸入 (チリ産) トマトピューレー・ペーストの「トマトケチャップその他のトマトソース製造用」欄には、外数としてチリ産以外の輸入トマトピューレー・ペーストの数量を (括弧) 書きで記入すること。
 3 直近月の製造数量等については、見込数量を記入

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

(別記様式3)

トマトケチャップその他のトマトソース製造計画数量等一覧表

(単位：トン)

	月初在庫	製造数量	月末在庫
年 月			
合 計			

氏 名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

輸入（チリ産） トマトピューレー・ペースト及び国産原料トマト使用計画数量一覧表

(単位：トン)

	輸入（チリ産）		国産原料		トマト	
	トマト ピューレー・ペースト	その他 ピューレー・ペースト	トマト ピューレー・ペースト	その他 ピューレー・ペースト	合計	合計
(期初在庫)	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()
年 月	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()
合 計	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()
(期末在庫)	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()	() ()

(注) 1 国産原料トマトには、国産原料トマトから製造したトマトピューレー・ペーストの使用量を含む（その数量は、生トマト換算で記入すること。換算比トマトピューレー2.3：トマトペースト1：生トマト6）。

2 輸入（チリ産） トマトピューレー・ペーストの「トマトピューレー・ペースト」欄には、外数としてチリ産以外の輸入トマトピューレー・ペーストの数量を（括弧）書きで記入すること。

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

(別記様式5)

トマトケチャップその他のトマトソース製造機械設備一覧表

製造業者名

工場名

NO	工程別	調査対象機器仕様			基数	総合処理能力 (生トマト 換算)	製造業者	取得 年月日	取得額	備考
		機械設備名	型式	処理能力又は 取容能力						

(注) 工場毎に記入